

平成30年6月27日

座間市公営企業管理者

齋藤 昭一 殿

座間市公営企業運営審議会

会長 飛田 昭



水道料金及び下水道使用料等の見直しについて（答申）

平成29年11月13日付け座公経総発第170号で諮問がありました水道
料金及び下水道使用料等の見直しについて、次のとおり答申します。

答申書

平成30年6月

座間市公営企業運営審議会

この度の諮問については、水道料金及び下水道使用料等について意見を求めるものである。

本審議会では、総括原価の試算結果や今後の施設更新、さらには人口減少に伴う長期的な観点からの影響も踏まえ議論を行った。また、水道料金及び下水道使用料の見直しに当たっては、「水道料金算定要領」及び「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考にした。

以上を踏まえ、本審議会として審議した結果を以下のとおり答申する。

水道料金について

1 はじめに

水道は、市民が生活をする上で、欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって安全で安心な水道水の安定供給が維持されなければならない。

本市の水道事業は、首都圏では珍しく地下水を主たる水源としており、昭和30年に一部給水を開始して以来、63年にわたる歴史を有している。

平成28年度末では、給水人口は130,242人、管路延長は約330kmで、ほぼ給水区域全域を網羅している。

現在、水道施設は老朽化が進んでおり、今後、施設の更新需要が増大する一方、人口減少の進行に伴って給水収益が減少する経営環境の中において、将来的に事業の安定的な継続が大きな課題となっている。

上記の事情を踏まえ、公営企業としての独立採算を支える総括原価方式の考え方に基づき慎重に審議を行った。

2 水道事業の現状と課題

本市水道事業における給水の現状は、人口減少社会が到来し、少子高齢化が進展する中、節水機器の普及など節水型社会が定着し、加えて大口使用者が地下水利用専用水道への転換を進めたこと、さらには昨今の社会経済情勢から、将来的に給水量の増加が見込めない状況である。

また、給水量の減少に伴い、事業収益の根幹を成す水道料金収入が伸び悩む一方、施設の維持管理をはじめとして、経年化した水道施設の更新や水質保持のための施設整備には多額の資金が必要となる。

さらには、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、施設の耐震化も急務となったところである。

平成26年9月に改訂した座間市水道事業経営プランでは、「次世代へ おいしい座間の水をつなぐ」を基本理念とし、「安全」「強靭」「持続」の三つの観点から、本市水道事業の現状分析と課題抽出を行い、平成35年度までの間に実施すべき施策の方向性を定め、事業計画に基づく財政シミュレーションを行った。

また、平成28年度に、公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用（組織・人事・財務面）し、水道事業と共に地方公営企業に移行したことから、地方公営企業法の規定に基づき、公営企業管理者を置き、市長事務部局から独立した上下水道局を設置した。

3 審議経過

公営企業管理者より「水道料金及び下水道使用料等の見直しについて」の諮詢を受け、水道事業の現状や経営状況を、座間市水道事業経営プランや財政シミュレーションを基に慎重に審議を行った。

まず、現行の水道料金の状況について振り返ると、平成23年10月1日付で「口径別料金体系の採用」「基本水量の見直し」「逓増度の圧縮」という料金体系の変更を行った上で、平均改定率15.0%の料金改定を実施した。

また、平成27年7月に水道事業審議会で見直しを行った時点では、平成25年度までは経常損益、純損益は利益が確保されていること、また、経費回収率は、前回の料金改定により、平成25年度決算では92.6%となり改善していること、さらには、内部留保資金は、平成25年度で約29億円を保有していることなどを鑑みた上で、水道料金は据え置きとされた。

現在の損益状況については、平成28年度決算値では、水道事業の本業である営業損益は損失となっているものの、経常損益及び純損益は利益を計上している。当年度純利益は、平成28年度は318,588千円、平成29年度は204,202千円（見込み）を計上するが、平成31年度から平成35年度の算定期間の年間平均額では、給水収益の遞減が主因で、60,112千円と減少するものの、黒字決算を維持する見込みである。

また、経費回収率の推移としては、平成27年度100.2%、平成28年度103.8%と供給単価は給水原価を上回っていたが、平成30年度からは

回収率は低下し、算定期間で見ると約92%から約88%へと逆ザヤになる見込みである。

内部留保資金の確保は、水道料金改定の目標設定上、重要な論点とされており、従来から20億円の維持を目標としてきた。平成28年度末では、約28億円となり、平成35年度には、約11億円へと減少を見込むため、資金保有の潤沢さは無くなり、将来の設備更新のための必要資金は減少するが、運転資金は十分に確保できるので、資金面から事業運営に支障は生じない見込みである。

上記に加え、「平成31年10月に予定されている消費税率の改正」、「県企業庁水道料金との均衡」、「検討中の本市下水道使用料見直しの影響」、さらには「一般家庭や事業者への負担増」にも配慮する必要があり、社会経済情勢の変化など、常に経済状況及び水道事業の経営状況の把握を怠ってはならないといった意見もあった。

以上を踏まえ、これらの意見を集約し、総合的に判断した結果、以下に示す結論に至ったので答申する。

4 答申事項

- (1) 水道料金（浴場用・一時用含む）については、据え置きとするのが妥当である。
- (2) 算定期間は平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

5 付帯意見

今回の諮問に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を基に、引き続き健全な事業経営に努めるとともに、算定期間内において、経営状況の変化等を適時に把握し、必要に応じて見直しを行っていくことを意見として付する。

下水道使用料について

1 はじめに

公共下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水被害の解消など市民生活の基盤として重要な役割を担っている。

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分けて流す分流式であり、汚水整備は昭和44年に相模川流域下水道計画に参画し、昭和48年から公共下水道汚水整備事業に着手して以降、平成28年度末現在の整備済み管渠延長は約301km、処理区域内人口普及率は約98%に達している。

一方、雨水整備に関しては、計画降雨量を時間当たり50mmとして、冠水区域を優先して整備を行ってきたが、平成28年度末における雨水管渠延長は約31kmで、事業認可に対する整備率は約33%に留まっており、近年では計画降雨量を超える局地的な集中豪雨などにより、浸水被害が発生している区域の対策が課題となっている。

こうした中、平成26年9月に、平成35年度までの具体的な下水道施策のあり方を示した「座間市下水道中期ビジョン」を策定した。

下水道中期ビジョンでは、汚水整備は既認可区域の整備が概ね完了しているものの、現在事業認可区域外の市街化調整区域についても、認可区域を拡大し、公共下水道による整備を行っていくこととしている。

2 公共下水道事業の現状と課題

公共下水道事業は、平成28年度から地方公営企業法を全部適用（組織・人事・財務面）し、水道事業と共に地方公営企業に移行したことから、地方公営企業法の規定に基づき、公営企業管理者を置き、市長事務部局から独立した上下水道局を設置した。「公営企業の経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならない。」という独立採算の原則により事業の運営を行うことになっているが、現状においては、必要な経費を使用料収入で賄うことはできず、一般会計からの補助金により収支の均衡を保っている状況である。

公共下水道事業においても、水道事業と同じく、人口減少社会が到来し、少子高齢化が進展する中、節水機器の普及など節水型社会が定着し、汚水排水量は漸減傾向にあることから、事業運営に必要な経費を確保するために、平成28年度に改定を行ったが、いまだ多額の負担を一般会計補助金に頼らざるを得

ない状況である。

今後は、さらなる経費削減に努めるとともに、適正な使用料水準による収入の確保を図り、一般会計補助金に依存することなく、公営企業として公共下水道事業の経営の自立化に取り組まなければならない。

3 審議経過

公営企業管理者より「水道料金及び下水道使用料等の見直しについて」の諮詢を受け、公共下水道事業の現状や経営状況について、下水道中期ビジョンや財政シミュレーションを基に慎重に審議を行った。

まず、現行の下水道使用料は、平成28年4月1日付けて、事業運営における財源不足額を全て使用料で賄うこと念頭に、32.04%の値上げを検討したが、市民の負担可能額等を勘案し、平均改定率16.02%の改定を行った。

現在の損益状況について、当年度純利益は平成28年度では188,905千円、平成29年度では216,998千円（見込み）を計上するが、平成31年度から平成35年度までの算定期間における年間平均額は、一般会計補助金の繰り入れが無いものとした場合の財政シミュレーションでは、算定期間の当年度純利益の平均額は93,953千円であり、平成28年度188,905千円と比べ、1億円弱の減益となるが、わずかながら黒字決算を維持できる見込みである。減益の要因は、一般会計補助金を無いものとしたほか、下水道使用料が減少するためである。一方、企業債残高の減少に伴う支払利息の遞減が、利益減少幅を緩和している。

経費回収率は、平成28年度から地方公営企業法を全部適用したことにより、従来の官公庁会計から公営企業会計に変更となったため、公共下水道事業特別会計とは算定方法が異なり、前年度との単純比較ができないが、平成28年度の回収率は95.4%であった。算定期間5年間の経費回収率を、一般会計補助金が無いものとした財政シミュレーションでは、毎年度約93%に低下する。また、今後の施設更新等に必要な資産維持費を総括原価に加味した場合の回収率はさらに低下する。

一般会計補助金は、平成28年度に下水道使用料を改定したことにより、平成29年度（見込み）は改定前より減少傾向にある。しかし、公営企業としての独立採算による事業経営の原則上、削減解消が使用料改定に際しての最大の

論点である。

内部留保資金については、平成28年度末の現預金残高は195,948千円であり、営業収益がほぼ同程度である水道事業の現預金残高1,378,624千円と比べると大きな差額がある。また、1年以内に返済しなければならない企業債や未払金に対して、どれだけ現金や現金化出来る資産を持っているかを表す流動比率は、比率が大きい程、支払い能力や支払い余力が大きく、財務の安全性を示す指標であり、座間市は平成28年度20.9%で、同規模事業体の平均値65%程度に比べても大幅に低い。資金面では、過年度に発行した企業債の多額の償還が必要であり、一般会計補助金が無い場合は、財政シミュレーションによると、算定期間での財源不足額約10億円の資金を調達できず、資金収支では支出超過となり経営の維持は不可能であると思われる。

上記に加え、「負担の公平性を図り基本使用料を公平に賦課すべき」、「将来の公共下水道事業の経営状況を鑑み、やむを得ず値上げに至った」、「一般会計補助金を全額無くすと値上げ幅が大きい」、「今後の座間市の世帯動向から、少量使用者である高齢者世帯や単身世帯が増え、企業が撤退する傾向であることから、大口使用者に対し大きな負担を強いることは厳しい」といった意見があった。

以上を踏まえ、これらの意見を集約し、総合的に判断した結果、以下に示す結論に至ったので答申する。

4 答申事項

(1) 改定実施日

改定実施日は、平成31年4月1日とする。

(2) 一般汚水改定内容

基本使用料と従量料金を見直し、平均改定率9.81%の増額改定とすることが妥当である。

(3) 算定期間

算定期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

(4) 公衆浴場汚水

公衆浴場汚水は、現行の使用料を据え置くことが妥当である。

5 付帯意見

今回の諮詢に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付すこととした。

(1) 公共下水道事業の経営について

常に効率的な事業運営と経営の健全化に務めるとともに、経費の節減等企業努力を怠らないこと。

(2) 一般会計補助金について

本来、公営企業は独立採算により事業運営を行うことが必要であり、将来に向かって一般会計補助金を解消する努力を行うこと。

(3) 市民への説明について

使用料改定の実施に当たっては、改定の必要性や負担の公平性について、公共下水道事業の経営状況等、積極的に情報を提供し市民へ周知すること。

(4) 接続率の向上について

公共下水道への未接続家屋の水洗化を推進し、受益者負担の公平性の確保を図ること。

水道料金以外の収入について

1 はじめに

座間市水道事業における水道料金以外の主な収入には、水道利用加入金と給水装置工事設計審査・検査手数料（以下「設計審査・検査手数料」という。）がある。いずれも、住宅の新築や改築、増築等をする際に発生する費用であり、水道料金とは異なり臨時的な収入となっている。

水道利用加入金制度は、給水人口が大幅に増加し、それに対応するための新たな水源開発や設備の増強に必要な経費の一部を、新たに水道を利用される方（新規需要者）にも負担していただくために、昭和49年度から水源開発費等負担金という名称で資本的収入として徴収を始めたものである。以後、幾度かの見直しを経て、平成13年度からは新規需要者と旧需要者との負担の公平性に加え、水道料金の高騰を抑制するという趣旨の下、現在は収益的収入の営業外収益での収入としている。

また、設計審査・検査手数料は、住宅の新築や改築、増築等をする際に設置する水道管が、安全な水道水の供給に支障が無いかを審査・検査するに当たって徴収するものである。

2 水道料金以外の収入の現状と課題

水道利用加入金と設計審査・検査手数料の収入状況は、近年、マンションなどの共同住宅、さらには工場跡地等の大規模な区画への戸建住宅等が増えていく影響で、水道事業収入の約8%を占めている状況であり、水道料金の高騰を抑制するという目的は達成している。今後の人口減少社会の到来による住宅建設の需要の減少に伴い、これらの収入も減少すると見込まれるため、新規需要者への過度の負担とならないよう、制度自体の見直しの必要がある。

また、水道利用加入金及び設計審査・検査手数料のいずれについても、全国の多くの事業体で徴収されている。しかし、事業体における設備規模等の事業環境に大きく左右されるものであり、近隣の事業体や事業規模等が類似している他事業体等と単純に比較できない。

3. 審議経過

水道利用加入金及び設計審査・検査手数料は、水道料金とは異なり臨時的な収入となっているが、営業収益に占める割合は少なくない。

今回、水道料金について、本審議会として据え置きと判断したことや、今後、住宅建設の需要が減少することで、水道利用加入金及び設計審査・検査手数料においても収入が減少することが予測できることなどから、引き続きその推移を注視していくのが適当である。

以上を踏まえ、これらの意見を集約し、総合的に判断した結果、以下に示す結論に至ったので答申する。

4 答申事項

水道利用加入金及び給水装置工事設計審査・検査手数料については、据え置きとするのが妥当である。

5 付帯意見

今回の諮問に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を基に、見直しが必要となった場合において、それを理由として水道料金の増額などに大きな影響が出ないようにすること。